

介護現場における帳票訪問看護システム活用事業費
補助金交付要綱

介護現場における帳票訪問看護システム活用事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、介護現場における新型コロナウイルス感染症の感染リスクを低減し、訪問看護事業所の業務効率化を図るため、一般社団法人かかりつけ連携手帳推進協議会（以下「補助事業者」という。）が実施する、電子版かかりつけ連携手帳と連動する帳票訪問看護システムの開発及び当該システムを活用したモデル事業実施に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付の対象となる経費及びその補助率又は補助額)

第2条 前条に規定する事業に対する補助率又は補助額は、次のとおりとする。

- (1) 別表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない方の額に、第4欄に定める補助率を乗じて得た額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）を交付額とする。

(補助金交付申請書及び添付書類の様式、提出期限)

第3条 補助事業者は、知事が指示する日までに補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類等を添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。

ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助金の交付の条件)

第4条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をしようとするときは、事業変更承認申請書（様式第2号）を提出し、知事の承認を受けること。ただし、補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りではない。

- (2) 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、事業（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をしようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けること。ただし、補助対象の経費区分相互間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合又は補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合は、この限りでない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (6) 知事は、前条第2項の規定により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、相当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。
- (7) 知事は、前条第2項ただし書の規定により交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（実績報告書の様式、提出期限）

第5条 補助事業者は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の2月末日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書（様式第4号）に関係書類を添え、知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の交付方法）

第6条 補助金の交付は精算払いとする。ただし、知事が必要と認めるときは、概算払いにより交付することができる。

- 2 補助事業者は、前項ただし書の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

（財産の処分の制限）

第7条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具及びその他財産（以下「取得財産等」という。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する

る省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、知事の承認を受けずに、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

- 2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第6号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は破棄した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

（書類の保管）

第8条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第9条 補助事業者は、補助事業完了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第7号）に関係書類を添えて、速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は知事が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年7月10日から施行する。

別 表

1 補助事業者	2 経費区分	3 対象経費	4 補助率
1 かかりつけ連 携手帳推進協議 会	1. システム開 発費 2. 機器導入経 費 3. サポート経 費	<p>(一社) かかりつけ連携手帳推進協議会 が実施する電子版かかりつけ連携手 帳と連動する帳票訪問看護システム の開発及びモデル事業協力施設への 機器導入に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 帳票訪問看護システムの開発 (電子 版かかりつけ連携手帳との連携、API 連携用サーバー製作等) ・ モデル事業協力施設への機器導入経 費 (P C 等本事業の実施に必要なハ ード (機器) 導入費) ・ システム利用サポート経費 (システ ム利用料、サポート経費等本事業の 実施に伴うソフト導入費) 	10 / 10
2 モデル事業協 力施設	モデル事業実 経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ モデル事業を実施する施設において、 本事業の実施に伴い必要となる経費 (消耗品、人件費等) 	

(様式第1号)

第 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

令和 年度介護現場における帳票訪問看護システム活用事業費補助金交付申請書

このことについて、別紙計画書のとおり実施したいので、介護現場における帳票訪問看護システム活用事業費補助金交付要綱第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 補助金申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 経費所要額調書 (様式第1号の1)
- (2) 事業計画書 (様式第1号の2)
- (3) 歳入歳出予算書
- (4) その他参考となる書類

(様式第2号)

第 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

令和 年度介護現場における帳票訪問看護システム活用事業費補助金
変更承認申請書

令和 年 月 日付け健長第 号で交付決定のあった令和 年度介護現場
における帳票訪問看護システム活用事業費補助金交付申請書について次のとおり変更し
たいので、介護現場における帳票訪問看護システム活用事業費補助金交付要綱第4条第1
項第1号の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 変更理由

2 変更内容

(様式第3号)

第 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

令和 年度介護現場における帳票訪問看護システム活用事業費補助金（中止・廃止）
承認申請書

令和 年 月 日付け健長第 号で交付決定のあった介護現場における
帳票訪問看護システム活用事業費補助金について、次のとおり（中止・廃止）したい
ので、介護現場における帳票訪問看護システム活用事業費補助金交付要綱第4条第1
項第2号の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 （中止・廃止）理由

2 （中止・廃止）内容

(様式第4号)

第 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

令和 年度介護現場における帳票訪問看護システム活用事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け健長第 号で交付決定のあった介護現場における帳票訪問看護システム活用事業費補助金の対象事業を完了したので、介護現場における帳票訪問看護システム活用補助金交付要綱第5条第1項の規定により、関係書類を添えて報告します。

- 1 補助金精算額 金 円
- 2 経費所要額精算書（様式第4号の1）
- 3 事業実績報告書（様式第4号の2）
- 4 添付書類
 - (1) 歳入歳出決算（見込）書
 - (2) その他参考となるべき資料
- 5 支払いの方法
口座振替 振替先銀行名 _____ 預金種別（当座・普通）
口座番号 _____
口座名 _____
(フリガナ) _____

(様式第5号)

第 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

令和 年度介護現場における帳票訪問看護システム活用事業費補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け健長第 号で交付決定のあった介護現場における
帳票訪問看護システム活用事業費補助金について、次のとおり概算払いの請求をいたします。

1 概算払請求額 金 円

2 内訳

補助金交付 決定額 ①	既概算交付額 ②	差 引 額 ①－②＝③	今回概算請求 額 ④	備 考

3 概算払請求の理由

4 支払いの方法

口座振替 振替先銀行名 _____ 預金種別 (当座・普通)
口座番号 _____
口座名 _____
(フリガナ) _____

(様式第6号)

第 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

財産処分承認申請書

介護現場における帳票訪問看護システム活用事業費補助金に係る補助事業により取得した財産を、次のとおり処分したいので、介護現場における帳票訪問看護システム活用事業費補助金交付要綱第7条第2項に基づき、次のとおり報告します。

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他必要な書類

(様式第7号)

第 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

令和 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け健長第 号で交付決定のあった介護現場における帳票訪問看護システム活用事業費補助金について、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したので、介護現場における帳票訪問看護システム活用事業費補助金交付要綱第9条第1項に基づき、次のとおり報告します。

1 事業実績報告額

金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金 円

3 添付書類

- ・消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額算出書（別紙）
- ・消費税及び地方消費税確定申告書
- ・その他参考となる書類

(別紙)

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額算出書

1 補助事業者

2 補助事業者の所在地

3 補助事業名

4 県補助金確定額

5 概要

(1) 課税売上割合

(2) 仕入控除税額

(様式第1号の1)

経費所要額調書

(補助事業者名)

(単位：円)

総事業費 (A)	寄付金その 他の収入額 (B)	差引額 (A)-(B) (C)	対象経費の 支出予定額 (D)	基準額 (E)	選定額 (F)	補助率	県補助 所要額 (G)	備考
				(予算の範囲内で 知事が定める 額)		10/10		

- (注) 1 「総事業費 (A)」欄には、当該事業に係る総事業費を記入すること。
2 「選定額 (F)」欄には、(C)、(D)、(E)欄を比較して最も少ない額を記入すること。
3 「県補助所要額 (G)」欄には (F)欄の額に補助率を乗じた額を記入すること。ただし、その額に1,000円未満の端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(様式第4号の1)

経費所要額精算書

(補助事業者名)

(単位:円)

総事業費 (A)	寄付金その他の収入額 (B)	差引額 (A)-(B) (C)	対象経費の実支出額 (D)	基準額 (E)	選定額 (F)	補助率 (G)	県補助所要額 (G)	県補助交付決定額 (H)	県補助受入済額 (I)	差引過不足額 (G)-(I) (J)	備考
				(予算の範囲内で知事が定める額)		10/10					

(注) 1 「総事業費 (A)」欄には、当該事業に係る総事業費を記入すること。

2 「選定額 (F)」欄には、(C)、(D)、(E)欄を比較して最も少ない額を記入すること。

3 「県補助所要額 (G)」欄には (F)欄の額に補助率を乗じた額を記入すること。ただし、その額に1,000円未満の端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(参考様式)

令和 年度介護現場における帳票訪問看護システム活用事業費補助金
歳入歳出予算書 (抄本)

1 収入の部

(単位：円)

項 目	金 額	備 考
合 計		

2 支出の部

(単位：円)

項 目	金 額	備 考
合 計		

この抄本は、予算書の原本と相違ないことを証します。

令和 年 月 日

補助金交付申請者名

印

(参考様式)

令和 年度介護現場における帳票訪問看護システム活用事業費補助金
歳入歳出決算（見込）書（抄本）

1 収入の部

(単位：円)

項 目	金 額	備 考
合 計		

2 支出の部

(単位：円)

項 目	金 額	備 考
合 計		

この抄本は、決算（見込）書の原本と相違ないことを証します。

令和 年 月 日

補助金交付申請者名